# 世田谷区**多様性を認め合い**男女共同参画と多文化共生を推進する条例 条例案と骨子案の対照表

条例案と骨子案の対照表	
条 例 案	骨 子 案
世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条	(仮称) 世田谷区多様性を認め合い、人権を尊重し、男女共同参画と
例 (案)	多文化共生を推進する条例(骨子案)
<u>目次</u>	
<u>前文</u>	
第1章 総則(第1条—第7条)	
第2章 基本的施策等(第8条—第10条)	
第3章 世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(第11条	
<u>)                                    </u>	
第4章 苦情処理(第12条・第13条)	
第5章 雑則(第14条)	
<u>附則</u>	
個人の尊厳を尊重し、年齢、性別、国籍、障害の有無等にかかわら	
ず、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる地域社会を築くことは、	
国境及び民族の違いを越えて私たち人類の目指すべき方向である。ま	
<u>た、一人ひとりの違いを認め合うことが、多様な生き方を選択し、あ</u>	
<u>らゆる活動に参画し、及び責任を分かち合うことができる社会の実現</u>	
<u>につながる。</u>	
世田谷区は、こうした理念を区、区民及び事業者で共有し、一体と	
なって男女共同参画及び多文化共生を推進することにより、多様性を	
認め合い、人権を尊重する地域社会を実現することを目指し、この条	
<u>例を制定する。</u>	

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基 本となる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにすると ともに、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策(以下「男女 共同参画・多文化共生施策」という。)の基本的な事項を定めること により、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全 ての人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与す ることを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 号に定めるところによる。
- (1) 男女共同参画 性別等にかかわらず、全ての人が、自らの意思 によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保 され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することが できることをいう。
- (2) 多文化共生 全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の互いの 文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、共に生 きていくことをいう。
- (3)性別等 生物学的な**性別**及び性自認 (自己の性別についての認 識をいう。以下同じ。)並びに性的指向(どの性別を恋愛の対象 **にするかを表すものをいう。以下同じ。**)をいう。
- (4) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
- (5) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をい う。
- (6)性的マイノリティ 性自認、性的指向等のあり方が少数と認め (6)性的マイノリティとは、性自認、性的指向等のあり方が少数と

#### 1 目的

この条例は、男女共同参画及び多文化共生の推進に関し、基本と なる理念を定め、区、区民及び事業者の責務を明らかにするととも に、男女共同参画及び多文化共生を推進する施策(以下「男女共同 参画・多文化共生施策」という。) の基本的な事項を定めることによ り、男女共同参画社会及び多文化共生社会を形成し、もって全ての 人が多様性を認め合い、人権が尊重される社会の実現に寄与するこ とを目的とする。

## 2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。

- (1) 男女共同参画とは、性別等にかかわらず、全ての人が、自らの 意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が 確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受するこ とができることをいう。
- (2) 多文化共生とは、全ての人が、国籍、民族等の異なる人々の文 化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会 の構成員として共に生きていくことをいう。
- (3) 性別等とは、生物学的な男女の別及び性自認による男女の別並 びに性的指向をいう。
- (4) 区民とは、区内に居所、勤務先又は通学先を有する者をいう。
- (5) 事業者とは、区内において事業活動を行う個人、法人又は団体 をいう。

### 条例案

られる人々をいう。

**(7)ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な** 関係にある者又はあった者の間で起こる暴力(これに準ずる心身 に有害な影響を及ぼす行動を含む。)のことをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念(以 **下「基本理念」という。**) は、次のとおりとする。
- (1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持っ て生きることができる。
- (2) 全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様 な生き方を選択することができる。
- (3)全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任 (3)全ての人が、あらゆる分野の活動においてともに参画し、責任 を分かち合う。

(区の責務)

- 第4条 区は、基本理念に則り、男女共同参画・多文化共生施策を総 合的かつ計画的に実施する責務を有する。
- 2 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区民 及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その他関 係機関等と連携協力して取り組むものとする。

(区民の青務)

- 第5条 区民は、**基本理念を踏まえ、**男女共同参画及び多文化共生に ついて理解を深め、あらゆる分野の活動において、男女共同参画社 会及び多文化共生社会の形成に寄与するよう努めなければならない
- 2 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力する よう努めなければならない。

### 骨 子 案

認められる人々をいう。

## 3 基本理念

男女共同参画及び多文化共生を推進するための基本理念は、次の とおりとする。

- (1) 全ての人が、多様性を認め合い、人権が尊重され、尊厳を持っ て生きることができる。
- (2)全ての人が、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮し、多様 な生き方を選択することができる。
  - を分かち合う。

## 4 区の責務

- (1) 区は、基本理念に則り、男女共同参画・多文化共生施策を総合 的かつ計画的に実施する責務を有する。
- (2) 区は、男女共同参画・多文化共生施策の実施に当たっては、区 民及び事業者の協力を得るとともに、国、他の地方公共団体その 他関係機関等と連携協力して取り組むものとする。

#### 5 区民の青務

- (1) 区民は、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、あ らゆる分野の活動において、男女共同参画社会及び多文化共生社 会の形成に寄与するよう努めなければならない。
- (2) 区民は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力す るよう努めなければならない。

## 条例案

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念を踏まえ、男女共同参画及び多文化共生 について理解を深め、その事業活動及び事業所の運営において、男 女共同参画社会及び多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講 **ず**るよう努めなければならない。
- 2 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力す るよう努めなければならない。

(性別等の違い又は**国籍、民族等の異なる人々の**文化的違いによる差 | 7 | 性別等の違い又は文化的違いによる差別の解消等 別の解消等)

- 第7条 何人も、性別等の違い又は**国籍、民族等の異なる人々の**文化 的違いによる不当な差別的取扱いをすることにより、他人の権利利 益を侵害してはならない。
- 2 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は国籍、 民族等の異なる人々の文化的違いによる不当な差別を助長すること のないよう留意しなければならない。

# 第2章 基本的施策等

(基本的施策)

- 第8条 男女共同参画・多文化共生施策は、次に掲げるものを基本 とする。
- (1) 固定的な性別役割分担意識の解消
- (2) ワーク・ライフ・バランス(個人の仕事と生活の調和を図る ことをいう。)に係る取組の推進
- (3)ドメスティック・バイオレンスの根絶
- (4)性別等の違いに応じた心及び身体の健康支援
- (5)性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進及び

## 骨 子 案

#### 6 事業者の青務

- (1) 事業者は、男女共同参画及び多文化共生について理解を深め、 その事業活動及び事業所の運営において、男女共同参画社会及び 多文化共生社会の形成に向けた必要な措置を講じるよう努めなけ ればならない。
- (2) 事業者は、区が実施する男女共同参画・多文化共生施策に協力 するよう努めなければならない。
- (1) 何人も、性別等の違い又は文化的違いによる不当な差別的取扱 いをすることにより、他人の権利利益を侵害してはならない。
- (2) 何人も、公衆に表示する情報について、性別等の違い又は文化 的違いによる不当な差別を助長することのないよう留意しなけれ ばならない。

#### 8 基本的施策

- (1) 男女共同参画・多文化共生施策のうち、男女共同参画の推進に 係るものは、次に掲げるものを基本とする。
  - ① 固定的な性別役割分担意識の解消を目的とした教育活動
  - ② 男女共同参画を推進するための環境の整備
  - ③ ドメスティック・バイオレンス等の性別等の違いによる優位性 を背景とした暴力を未然に防止するための啓発活動
  - ④ 性的マイノリティの性等の多様な性に対する理解の促進に係

## 条 例 案

性の多様性に起因する日常生活の支障を取り除くための支援

- (6) 外国人、日本国籍を有する外国出身者等(以下「外国人等」 という。) への情報の多言語化等によるコミュニケーション支援
- (7) 外国人等が安心して安全に暮らせるための生活支援
- (8)外国人等との交流の促進等による多文化共生の地域づくりの 推進
- <u>(9)外国人等の社会参画及び社会における活躍を推進するための支</u> 援
- (10) 国籍、民族等の異なる人々の文化的違いによる偏見又は不当な 差別の解消
- 2 区長は、前項に定める基本的施策を効果的に推進するため、必要 な教育又は啓発を積極的に行うものとする。

(行動計画)

- 第9条 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的 に推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。
- 2 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ**第11条**に規 定する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の意見を聴か なければならない。
- 3 区長は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

#### (拠点施設)

第10条 区は、世田谷区立男女共同参画センター条例(平成2年1 1月世田谷区条例第50号)第1条に規定する世田谷区立男女共同参 画センターを男女共同参画に関する施策を推進するための拠点施設

### 骨 子 案

る啓発活動及び性の多様性に起因する日常生活の支障を取り 除くための支援

- (2) 男女共同参画・多文化共生施策のうち、多文化共生の推進に係るものは、次に掲げるものを基本とする。
  - ① 多文化共生を推進するための環境の整備
  - ② 地域、学校等における多文化共生を推進するための啓発活動

## 9 行動計画

- (1) 区長は、男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に 推進するため、行動計画を策定し、これを公表するものとする。
- (2) 区長は、行動計画の策定に当たっては、あらかじめ10に規定 する世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会の意見を聴か なければならない。
- (3) 区長は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施状況を公表するものとする。

### 条 例 案

# 骨 子 案

<u>とする。</u>

## 第3章 世田谷区男女共同参画 多文化共生推進審議会

(世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会)

- 第<u>11</u>条 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
- (1) 行動計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項
- 3 審議会は、学識経験者、**区内に住所を有する者**その他必要がある と認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織 する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審議会に、男女共同参画、多文化共生に関する事項その他の専門 的事項を調査審議するため又は調査審議を効率的に行うため、部会 を置くことができる。
- 6 前**各**項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な 事項は、規則で定める。

# 第4章 苦情処理

(苦情の申立て等)

第12条 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し**苦情若しくは意見の申立て又は相談を** 

- 10 世田谷区男女共同参画·多文化共生推進審議会
- (1) 男女共同参画・多文化共生施策を総合的かつ計画的に推進する 上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世 田谷区男女共同参画・多文化共生推進審議会(以下「審議会」と いう。)を置く。
- (2) 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。
  - ① 行動計画に関すること。
  - ② 前号に掲げるもののほか、男女共同参画・多文化共生施策の推進に関し区長が必要と認める事項
- (3)審議会は、学識経験者、区民その他必要があると認める者のうちから区長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- (4)前3項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
- 11 相談及び意見の申出等
- (1) 区民又は事業者は、男女共同参画・多文化共生施策に関する事項について、区長に対し相談し、又は意見を申し出ることができ

## 条例案

## することができる。

2 区長は、前項の規定による<u>申立て又は相談(以下「苦情の申立て等」という。)を受けたときは、速やかに調査等を行い、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。この場合において、区長は、必要と認めるときは、次条に規定する世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処理委員会に諮問し、その意見を聴くものとする。</u>

## (苦情処理委員会)

- 第13条 苦情の申立て等について、公正かつ適切に処理するため、 区長の附属機関として、世田谷区男女共同参画・多文化共生苦情処 理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を置く。
- 2 苦情処理委員会は、前条第2項の規定による区長の諮問に応じ、 苦情の申立て等について調査審議し、区長に対して意見を述べるも のとする。
- 3 苦情処理委員会は、男女共同参画及び多文化共生に関し、深い理解と識見を有する者のうちから区長が委嘱する委員3名以内をもって組織する。
- 4 前項の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 苦情処理委員会は、審議のため必要があると認めたときは、関係職員その他の関係人の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関 し必要な事項は、規則で定める。

## 骨 子 案

る。

(2) 区長は、前項の規定による相談又は意見の申出があったときは 、必要に応じて当該相談をする者を支援するための措置を講じ、 又は当該意見を男女共同参画・多文化共生施策に反映させる等、 男女共同参画及び多文化共生を推進するために適切な対応を行う ものとする。

#### 第5章 雑則

条 例 案	骨 子 案
(委任)	12 委任
第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
附則	13 附則
この条例は、平成30年4月1日から施行する。	この条例は、平成30年4月1日から施行する。